

投票で わたしが決める 岐阜の未来

1月25日は 岐阜県知事選挙の投票日です

任期満了に伴う第17回岐阜県知事選挙が、1月25日(日)に行われます。棄権することのないよう、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

●投票できる方

- ① 平成元年1月26日以前に生まれ、平成20年10月7日以前から引き続き市内に住民登録をしている方。
 - ② 高山市の選挙人名簿に登録されていて、平成20年9月25日以降に県内の他市町村に転出し、その市町村に引き続き居住している方は、高山市または現住所地の市町村長が発行する証明書を持参すれば、市内の投票所で投票できます。
 - ③ ①②の方に加え、平成20年9月9日から9月24日までの間に県内の他市町村に転出し、その市町村に引き続き居住し、期日前投票の当日高山市の選挙人名簿に登録されている方は、高山市または転出先の市町村長が発行する証明書を持参すれば、期日前投票ができます。
- ※②③の場合、新住所地の選挙人名簿に登録された場合は、新住所地での投票となります。

●投票時間・投票所・入場券

投票時間および投票所の場所は、入場券に記載されています。
※次の投票所の位置が変更となっていますので、該当される方はご注意ください。

- ▽高山市立総和保育園→高山市役所
- ▽丹生川緑地センター→高山市丹生川支所
- ▽清見公民館→高山市清見支所
- ▽大西ふれあいセンター→大西体育館
- ▽渚ふれあいセンター→渚区公民館

●期日前投票

市内のどこの期日前投票所でも投票できますが、開設期間が異なりますので、ご注意ください。

- ▽市役所本庁：1月9日(金)～24日(土)
午前8時30分～午後8時
- ▽各支所：1月18日(日)～24日(土)
午前8時30分～午後8時

●不在者投票

病院などの施設に入院(所)中の方や、市外に滞在中の方は、投票方法について施設の管理者または市選挙管理委員会までお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

障害者手帳や介護保険証をお持ち



QRコードで確認できます。



ちの方で要件に該当する方は、自宅で投票することができます。また、郵便などによる不在者投票の対象者のうち、自分で記載ができない方は、あらかじめ届け出た代理人が記載できる制度もあります。これらの制度を利用するためには、手続きが必要です。

※投票用紙の請求：1月21日(水)午後5時までに、投票用紙交付申請書に郵便投票証明書を添えて市選挙管理委員会へ請求してください。

●選挙公報

17日ころまでに各家庭に配布される予定です。

●開票

開票は、25日(日)午後9時30分から市役所本庁の地下大会議室で行います。

有権者であれば参観は自由です。開票状況は、開票所内と1階ロビーに表示するほか、インターネット(ホームページ・携帯電話)、ヒットFMでもお知らせします。

問合せ先

市選挙管理委員会事務局
☎36-0714

秀作集う

版画年賀状
コンクール作品展
飾り物展
1月16日から

新年を迎え、市民憲章推進協議会による恒例の「版画年賀状コンクール作品展」と、(社)高山市文化協会による「飾り物展」が開催されます。

飾り物展では、今年の干支「丑」と、歌会始のお題「生」をテーマとした作品が展示されます。

どちらも入場無料です。

期日 1月16日(金)～18日(日)
時間 午前9時～午後5時
(飾り物展は午前10時～午後8時、最終日は両方とも午後4時まで)

場所 市民文化会館(昭和町1)



昨年度の版画年賀状コンクール
最優秀賞作品

問合せ先

市民活動推進課
☎35-3412
(社)高山市文化協会
☎34-6550